①国名	United Republic of Tanzania (former Tanganyika) (TZt) (タンザニア連合共和国（旧タンガニーカ))
②名称	Ministry of Industry and Trade / Business Registrations and Licensing Agency (BRELA)
③所在地	BRELA Office Plot No 23, Block No 20 Shaaban Robert/Sokoine Drive Junction P.O.Box No:9393, Dar es Salaam
④連絡先	(電話) (255 22) 218 1344 (FAX) (255 22) 2180371 (E-mail) ceo@brela.go.tz (internet)http://www.brela.go.tz/ usajili@brela.tz.org
⑤組織の長	Chief Executive Officer： Mr. Godfrey Nyaisa
⑥沿革	(1) 工業所有権制度としては、初めに商標制度が 1986 年に制定された。 (2) 特許については、1987 年に法律 No.1 により施行された。この法律は、1991 年法律 No.13 及び同 18 により改正された。 (3) 意匠については、独立した意匠制度はなく、英国の意匠登録が拡張される。この意匠については、2002 年に工業意匠法が提案されているが未だ施行されていない。 (4) 商標法については、1986 年商標法 No.12 が制定され、1994 年 10 月 1 日に施行されている。
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、企業名登録、商号

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	ﾏﾄﾞﾘｯﾄﾞ(原産地表示)
1983/12/30	1994/7/25			
ﾅｲﾛﾋﾞ(ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1963/6/16			
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びﾚｺｰﾄﾞ)
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		1999/9/14		1999/9/14
ストラスブール	ウィーン	WTO		
		1995/1/1		

①国名	United Republic of Tanzania (former Tanganyika) (TZt) (タンザニア連合共和国（旧タンガニーカ))

⑪統計データ

出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数				
	（内　外国出願）				
	（内　日本から）				
	（内　PCT ルート）				
意匠	全数				
	（内　外国出願）				
	（内　日本から）				
商標	全数	3,625			
	（内　外国出願）	1,691			
	（内　日本から）				

登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
特許	全数				
	（内　外国出願）				
	（内　日本から）				
	（内　PCT ルート）				
意匠	全数				
	（内　外国出願）				
	（内　日本から）				
商標	全数	3,605			
	（内　外国出願）	2,255			
	（内　日本から）				

出典：WIPO IP Statistics

⑫　組　　織

〈組織図〉

①国名	United Republic of Tanzania (former Tanganyika) (TZt) (タンザニア連合共和国（旧タンガニーカ))	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1994 年 9 月 1 日施行（1987 年法律第 1 号）
	③地理的効力の範囲	タンザニア国内の旧タンガニーカ地域のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人（特許法第 14 条）
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。タンザニアに非居住又はビジネスの事務所を有しない出願人は、代理人を選任しなければならない。（特許法第 18 条（1）（b)）
	⑦出願言語	英語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 10 年。5 年ずつ 2 回延長できる。（最長 20 年） （特許法第 38 条）
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物（特許法第 9 条（1)、(2)）
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	
	⑪非特許対象	（1）発見、並びに科学的及び数学的理論 （2）植物又は動物の生産に必要な必須の生物学的方法(非生物学的方法又は微生物学的方法を除く） （3）精神的活動，遊戯又は業務遂行のための計画，規則及び方法 （4）人又は動物の体の処置方法は外科的医術によるものであると内科的処置によるものであるとを問わず、及び人又は動物の体に行われる診断方法 （5）情報の提示 （特許法第 7 条（2)）
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 （特許法第 27 条）
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、特許付与の登録日とみなされる公報の発行日から 3 月以内に異議の申立を行うことができる。 (特許法第 7 条、第 6 条)
	⑰無効審判制度の有無	無。特許の無効は裁判所に提訴することができる。 （特許法第 63 条（1)）
	⑱実施義務	有。出願日から 4 年、又は付与日から 3 年のうち、何れか遅く満了する期間内に実施しなければならない。この期間内の不実施は、不使用取消の対象となる。（特許法第 52 条（1）（a)）
	⑲費用単位 TZS(タンザニア・シリング)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　12,000 TZS 登録料　10,000 TZS [特許権維持に掛かる費用] 年金 1 年次　4,000 TZS　5 年次　8,000 TZS　10 年次 13,000 TZS 2 年次　5,000 TZS　6 年次　9,000 TZS　11 年次 14,000 TZS 3 年次　6,000 TZS　7 年次 10,000 TZS　12 年次 15,000 TZS 4 年次　7,000 TZS　8 年次 11,000 TZS　13 年次 16,000 TZS 9 年次 12,000 TZS　14 年次 17,000 TZS
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無。

①国名	United Republic of Tanzania (former Tanganyika) (TZt) (タンザニア連合共和国（旧タンガニーカ))	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	独立した意匠制度はなし。 英国での意匠登録が拡張される制度がある。
	③地理的効力の範囲	タンザニア国内の旧タンガニーカ地域のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国。 英国での意匠登録が拡張される。（英国で取得された意匠権が効力を有する。）
	⑤出願人資格	
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	
	⑦出願言語	
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	
	⑨新規性の判断基準	
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	
	⑪不登録対象	
	⑫実体審査の有無	
	⑬審査請求制度の有無	
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	
	⑮部分意匠制度の有無	
	⑯関連意匠制度の有無	
	⑰「組物」の意匠制度の有無	
	⑱意匠分類	
	⑲出願公開制度の有無	
	⑳秘密意匠制度の有無	
	㉑異議申立制度の有無	
	㉒無効審判制度の有無	
	㉓登録表示義務	
	㉔費用単位 TZS（タンザニア・シリング)	[出願から登録までに掛かる費用] [意匠権の維持に掛かる費用]
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	United Republic of Tanzania (former Tanganyika) (TZt) (タンザニア連合共和国（旧タンガニーカ))	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1994 年 10 月 1 日施行（1986 年商標法 No.12)
	③地理的効力の範囲	タンザニア国内の旧タンガニーカ地域のみ
	④他国制度との関係	ARIPO 加盟国
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク（商標法第 21 条（1))
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標
	⑦出願人資格	標章を使用する者（自然人、法人） （商標法第 21 条（1)、第 22 条(1)
	⑧権利付与の原則	先願主義（商標法第 14 条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住の出願人は、タンザニアに連絡先を定める必要があり、代理人を選任しなければならない。 （商標法第 21 条（2))
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から 7 年。10 年ずつ更新できる。 （商標法第 29 条（1)、(2))
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	
	⑭不登録対象	（1）その使用が法律又は道徳に反する商標 （2）その使用が、当該商品またはサービスの性質、地理的原産地、製造方法、その他の特徴について欺瞞または混同する可能性がある商標 （3）商品またはその包装物の単なる形状、構造、色彩のみからなる商標 （4）国家又は国際条約によって創設された機関の紋章、旗章、その他の記章、イニシャル、名称、略称、又は当該機関の名称、公式標識、ホールマークのイニシャルと同一またはその模倣である商標 （5）商標の全部または一部の複製、模倣、翻訳、翻案からなる商標であって、他者の他国における著名な商標、サービスマーク、事業名称又は企業名と混同が生じる恐れのあるもの （商標法第 19 条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。(商標法第 19 条)
	⑰一出願多区分制度の有無	
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 （商標法第 26 条（1))
	⑲審査請求制度の有無	無。(商標法第 26 条（1))
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も、出願の公告(公開)日から６０日に以内に異議申立を行うことができる。(商標法第 27 条（1))
	㉓無効審判制度の有無	有。何人も、商標の無効の申立を裁判所又は登録官に行うことができる。(商標法第 36 条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。3 年。取消請求の 1 月前までに 3 年以上継続して不使用の場合は、不使用取消の対象となる。　（商標法第 35 条（1))
	㉕商標分類	国際分類（ニース分類）を採用している。 （商標法第 15 条)
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。 （商標法第 40 条（1))

①国名	United Republic of Tanzania (former Tanganyika) (TZt) (タンザニア連合共和国（旧タンガニーカ))	
商標制度	㉘費用単位 TZS(タンザニア・シリング)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　5,000 TZS 登録料　60,000 TZA/Class 登録証発行手数料　30,000 TZA [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料　30,000 TZA/Class 登録証発行手数料　30,000 TZA
	㉙料金減免措置の有無	無。